

令和6年度
第4回
岩手地方最低賃金審議会

日 時 令和6年8月28日（水）午前10時

会 場 盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

一 次 第 一

開 会

1 議 題

- (1) 岩手県最低賃金専門部会における審議結果について
- (2) 岩手県最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申）
- (3) 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）
- (4) 特別小委員会の設置及び委員の推薦について
- (5) その他

2 その他

閉 会

令和6年度 第4回岩手地方最低賃金審議会出席者名簿

令和6年8月28日(水) 午前10時～

場所：盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

区分	氏名	所属等
公益代表委員	植村 亜季子	もりおか女性センター 副センター長
	郷右近 勤	岩手日報社 執行役員兼論説委員会委員
	近藤 信一	岩手県立大学 教授
	齋藤 信之	元 岩手県労働委員会 事務局長
	丸山 仁	岩手大学 教授
労働者代表委員	小菅 孝広	JAM青森岩手県連絡会 副事務局長
	小林 斉	電機連合岩手地域協議会 事務局長
	佐々木 正人	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	藤本 誠	日本労働組合総連合会岩手県連合会 副事務局長
	山田 清秋	UAゼンセン岩手県支部 支部長
使用者代表委員	菊池 透	岩手県商工会議所連合会 専務理事
	瀬川 浩昭	岩手県中小企業団体中央会 専務理事
	藤田 芳男	岩手県経営者協会 専務理事
	松川 顕	盛岡ガス(株) 常務取締役
	宗形 金吉	岩手県商工会連合会 専務理事

五十音順

【事務局】

所属等	役職	氏名	
岩手労働局	局長	栗村 勝行	
	労働基準部	労働基準部長	加藤 大介
		賃金室長	境澤 淳
		賃金室長補佐	五十嵐 由佳子

審議会資料一覧

資料No.1 岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業の最低賃金の改正決定を求める申出書

資料No.2 岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の最低賃金の改正決定を求める申出書

資料No.3 岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正決定を求める申出書

資料No.4 岩手県百貨店、総合スーパーの最低賃金の改正決定を求める申出書

資料No.5 岩手県自動車小売業の最低賃金の改正決定を求める申出書

資料No.6 岩手地方の最低賃金を直ちに1500円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める請願署名及び寄せ書き
岩手県労働組合連合会（いわて労連）

2024年 7月 30日

岩手労働局長
栗村 勝行 殿

岩手県 3-1-5
基幹
電 24-30

岩手県 3-7
J A 県
電 5-

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定を求める申し出を行うことに合意し下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲
岩手県において、鉄鋼業E22 (2211、2251、2252、2291、2293、2299 は除く)、金属線製品E247、その他の金属製品製造業E249を営む使用者に使用される労働者1,453名
2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名
岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金
3. 申し出の内容
上記2. の最低賃金の改正決定を求めるものである。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申し出の理由
岩手県内組織労働者の最低賃金の労働協約を未組織労働者に拡張適用させ、賃金の最低額を保障することによる労働条件の向上を目的とする労働協約ケースでの申し出であり、申し出要件である賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が3分の1以上(協約率は、717名÷1,453名×100=49.3%)に達していることから法定最低賃金の改正を求めるものである。

労働協約上の賃金の最も低い額 1,028円/時間額
現在適用されている法定最低賃金 949円/時間額



5. 添付書類
 - ① 労使の最低賃金に関する協定書(写)
 - ② 申請に関する合意および申請代表者に対する委任書
 - ③ 岩手県における鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業の適用使用者と適用労働者の概数

2024年7月26日

岩手労働局長
栗村 勝行 殿

岩手県
J A M
会 長 社 々 木
-3-7
連絡会

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の最低賃金の改正決定を下記のとおり申し出る。

記

- 1 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲
岩手県において、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業を営む使用者に使用される労働者 1,835名
- 2 改正決定を申し出る最低賃金の件名
岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
- 3 申し出の内容
上記2の最低賃金の改正決定を求めるものである。
- 4 申し出の理由
申し出ケースは、申し出産業における事業の公正な競争を確保することを目的として、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上(869名÷1,835名×100=47.3%)の合意をもって法定最低賃金の金額改正が必要であることを求めるものである。

現在適用されている法定最低賃金 925円/時間額

- 5 添付書類
 - ① 岩手県における光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業の適用使用者と適用労働者の概況
 - ② 岩手地方産業別最低賃金公正競争ケース疎明資料
 - ③ 最低賃金改定申請に関する決議書
 - ④ 申請に関する申請代表者に対する委任書



申 出 書



全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
岩 手 地 域 協 議 会

岩手労働局 局長 栗村 勝行 様

令和6年7月17日

岩手県北上市鍛冶町

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会岩手地区協議会

議長

申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

岩手県内において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 9,883 名。

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金。

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

- (1) 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1の合意をもって、法定最低賃金の金額改正を求めるものである。
- (2) 申し出産業は、販売額、労働者数などから見ても、県内の賃金秩序に与える影響が大きいだけでなく、雇用、消費などの地域経済においても重要性をもつこと。また、本産業で働く全ての労働者、とくに非正規労働者を含む中小零細規模事業所に働く未組織労働者の賃金の底支えに大きな役割を果たし、事業の公正競争を確保し、中・長期的に電機産業の発展と雇用安定に大きく寄与するものと確信している。
- (3) 現在適用されている法定最低賃金額=917 円/h は全国下位に位置している。岩手のものづくり産業に働く仲間として、そこに従事する労使ともに生産性向上への取り組みが、県内企業の発展へ大きく寄与するものであり、未組織労働者の大幅な賃金改善が必要であると考えます。

5. 添付資料

添付資料1. 岩手県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数。

添付資料2. 賃金の最低額に関する労使協定、覚書。

添付資料3. 最低賃金額改正の必要性の決議書。

添付資料4. 申出代表者に対する合意委任書。

6. 疎明資料

- ①産業別・企業規模別・男女別現金給与、所定内給与額の格差一覧表。
- ②短時間パート労働者の1時間あたり所定内給与額。
- ③事業所別 18 歳最低賃金と岩手県電気機械器具製造業との賃金格差一覧。
- ④全国電気機械器具製造業最低賃金推移表。

以上

岩手労働局長
栗村 勝行 殿

令和6年7月24日

U A 支部
支 清

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定を求めることを下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲
岩手県において、百貨店、総合スーパー業を営む使用者に使用される労働者 1,719 名
2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名
岩手県百貨店、総合スーパー最低賃金
3. 申出の内容
上記2. の最低賃金の改正決定を求めるものである。最低賃金額については、最低賃金法第15条2項に基づく岩手県地方最低賃金審議会の決定によるものとする。
4. 申出の理由
岩手県内の組織労働者の最低賃金の労働協約を未組織労働者に拡張適用させ、労働条件の向上を目的とする労働協約ケースによる申し出であり、申し出要件となる賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が基幹的労働者の3分の1以上に達していることから法定最低賃金の改正を求めるものである。

労働協約上の最低賃金の最も低い額 970円
現在適用されている法定最低賃金 岩手県最低賃金893円
(百貨店、総合スーパー特定最賃800円)
5. 最低賃金の適用を受ける基幹的労働者の範囲
岩手県において、百貨店、総合スーパー業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満および65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中の労働者
 - (3) 清掃または片付けの業務に主として従事する労働者



6. 添付資料

- (1) 岩手県における百貨店、総合スーパーの労働協約適用労働者数と労働協約上の最低賃金額（資料1）
- (2) 申請代表者に対する委任書
- (3) 労使の最低賃金に関する労働協約（協定書等）

以上

2024年7月31日

岩手労働局長
粟村 勝行 殿

自動車総連岩手地方協議
議長 豊嶋 昌

申出書

最低賃金法第15条の1の規定により、岩手県自動車小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

- 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
岩手県において自動車小売業(除く二輪自動車小売業)を営む使用者に使用される労働者 5,108名
- 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
岩手県自動車小売業最低賃金
- 申出の内容
上記2の最低賃金の改定を求める。尚、最低賃金は最低賃金法第15条の2に基づく岩手県地方最低賃金審議会の決定による。
- 申出の理由
 - 申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の決定を求めるものである。
 - 申し出産業は労働者数、販売額からみて地域社会の賃金秩序に与える影響が大きく雇用、消費等地域経済においても重要な役割をはたしている。
 - 現在適用されている法定最低賃金 = 945円/時間
- 添付書類
 - 労使協定の写し
 - 機関決定の写し
 - 申し出合意書及び委任状
 - それぞれの合意の効力の及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数及び当該地域内の同種の労働者の概数を記した書面
 - 疎明資料

以上



2024年8月7日

岩手地方の最低賃金を直ちに1500円以上に引き上げ、
地域間格差の解消を求める請願署名

6 7 1 筆

8月2日までに4,301筆を提出済み

合計 4,972筆

岩手県労働組合連合会（いわて労連）

〒020-0015 岩手県盛岡市本町通2丁目1番36号浅沼ビル5F

Tel 019-625-9191 Fax 019-654-5092

2024年8月2日

岩手地方の最低賃金を直ちに1500円以上に引き上げ、

地域間格差の解消を求める請願署名

4,301

筆

岩手県労働組合連合会（いわて労連）

〒020-0015 岩手県盛岡市本町通2丁目1番36号浅沼ビル5F

Tel 019-625-9191 Fax 019-654-5092

岩手地方の最低賃金を直ちに1500円以上に引き上げ、 地域間格差の解消を求める請願署名

岩手労働局 局長 栗村 勝行 殿

岩手地方最低賃金審議会 会長 丸山 仁 殿

■ 請 願 趣 旨 ■

日本の最低賃金は、2023年の改定で加重平均1,004円となりましたが、人間らしく暮せるとはいえない低水準です。加重平均を上回る地方は7つしかなく、最高額の東京(1,113円)と最低額の岩手県(893円)との差は220円(19.8%)で、地方から都市部へ人口流出、地域経済疲弊の要因となっています。岩手県の最低賃金は単独最下位となり、フルタイムで働いても月額13.4万円(月150時間)にしかなりません。歴史的な物価高騰のもと、この額ではまともな生活はできず、長時間労働か、より賃金の高い地方で働からざるをえません。

全労連と地方組織が取り組んだ「最低生計費試算調査」によれば、1人の若い労働者が自立して人間らしく暮らすには、全国どこでも月額24万円、時給1,500円以上(月150時間)が必要であり、最低生計費は都市部と地方での差はほとんどないことが明らかにされました。直近の「最低生計費試算調査」では、1700円前後の結果も出ています。

岸田内閣は、2030年代半ばまでに全国加重平均1,500円を目指すと閣議決定しましたが、これでは遅すぎます。私たちは、労働者の所得を底上げし、地域経済をあたため、人口減少に歯止めをかける確かな道として、今すぐ最低賃金法を改正し、誰もが人間らしい暮らしができる全国一律最低賃金制度の創設すること、最低賃金「1,500円以上」の実現を求めています。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置が求められています。公正取引ルールの確立や社会保険料の減免のほか、原材料費の高騰が続くなかで諸経費が価格に適正に反映される仕組みなどの整備を求めます。

■ 請 願 項 目 ■

1. 岩手地方の最低賃金を直ちに1500円以上に引き上げ、地域間格差を解消すること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業に対する支援を強化すること。

氏 名	住 所

※ この署名用紙は、関係行政庁への要請以外の目的に個人情報や年用されることは一切ありません

【取扱団体】 岩手県労働組合連合会(いわて労連) ・ 国民春闘共闘岩手県共闘会議

岩手地方最低賃金審議会さま

岩手県が一番最低賃金で働いている
ことはほしくかいことだと思ひます。
全国一律の賃金で働くことができれば
岩手で働く人が増えると思ひます。

まきていくのが精いっぱい、
最低賃金の引き上げを
強く希ひます。

「はたらけどはたらけど猶
わがが生活衆にならざり
がつと手を見る...」
皆で辛せをも担うために手は
ある。生活を支える労働者の
私達、全体の幸福のため
にも全国一律で賃金の
底上げを願ひます。

岩手県が全国最下位の最低賃金...
物価も高騰し、生活も日々苦しくなつて
ます。最低賃金の引き上げを...
強くをチベーションを願ひます。

物価が高騰するほか賃金を
上げてもらい、生活を豊かに！
賃金の直上げを願ひます。

何でも値上げ、値上げで
このままだと生活費が
足りませぬ賃金アップを
して下さい！！

健康で文化的な生活ができるよう

時給1,500円以上にして下さい。

非正規職員も仕事をすれば
安心して生活ができるように
時給1,500円以上にして下さい。

最低賃金を

全国一律1500円以上

にして下さい

物価が高く、光熱費も上がり、
生活が苦しいです。安心して生活が
送れるように、子育てに充ちた賃金
を望みます。岩手県が全国で
ワーストNo1は、悲しいです。

生活が苦しいです
安心して生活、子育てが出来ず
最低賃金の引き上げを！

食べて生活するだけでよく
趣味にお金を使いたくない！！

1,500円以上

最低賃金を1,500円以上
にして下さい！！
岩手県が全国最下位の最低賃金...
物価も高騰し、生活も日々苦しくなつて
ます。最低賃金の引き上げを...
強くをチベーションを願ひます。

物価がとんとん高騰するほか
賃金が上がり、生活は
苦しくなる一方です。
最低賃金引き上げを！！

物価高騰で
生活を苦しいに
住むローンも増え、
子育てに充ちた賃金
の引き上げを求めたい！！

2024年8月23日

岩手地方の最低賃金を直ちに1500円以上に引き上げ、
地域間格差の解消を求める請願署名

1, 102 筆

8月7日までに4,972筆を提出済み

合計 6,074筆

岩手県労働組合連合会（いわて労連）

〒020-0015 岩手県盛岡市本町通2丁目1番36号浅沼ビル5F

Tel 019-625-9191 Fax 019-654-5092



令和6年8月28日

岩手労働局長
栗村 勝行 殿

岩手地方最低賃金審議会
会長 丸山 仁

岩手県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月5日付け岩労発基0705第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータで比較したところ、令和4年10月20日発効の岩手県最低賃金（時間額854円）は令和4年度の岩手県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

岩手県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
岩手県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間952円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月27日
- 7 行政機関への要望
(1) 政府に対して

中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するとともに、一層、支援メニューの拡充、新たな支援策を講ずること。

ア 生産性向上の支援について、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援を一層強化すること。特に、業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用し

た周知等を徹底すること。加えて、キャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等を充実すること。

イ 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援を強化すること。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進すること。

ウ 価格転嫁対策については、新たな商習慣として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請けGメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知を徹底すること。また、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上の取組を強化すること。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくこと。

エ 賃金引上げに起因する就業調整の原因となる税控除や社会保険料制度の見直しを検討すること。いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと。

(2) 岩手県に対して

(1) による政府要望の趣旨に添い、県としても地域の実情に考慮した支援策の拡充・強化をするとともに、各種助成金申請に要する経費の支援など、賃上げ環境を整備する新たな助成制度の創設を図ること。

岩手県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 岩手県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 8 5 4 円
- (3) 発 効 日 令和 4 年 1 0 月 2 0 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
1 8 ～ 1 9 歳 ・ 単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 4 年度
- (3) 生活保護水準（令和 4 年度）
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費）
の岩手県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（9 4, 5 4 1 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の（2）に掲げる金額の 1 箇月換算額（註）と上記 2 の（3）に掲げる金額を比較すると岩手県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註） 1 箇月換算額

8 5 4 円（岩手県最低賃金）× 1 7 3 . 8 （1 箇月平均法定労働時間数）× 0 . 8 0 7 （可処分所得の総所得に対する比率※）＝ 1 1 9 , 7 7 9 円

※ 令和 6 年 7 月 1 0 日開催の中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会資料 2 に示された比率。



岩労発基0828第1号

令和6年8月28日

岩手地方最低賃金審議会

会長 丸山 仁 殿

岩手労働局長

栗村 勝行

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和6年7月30日付けをもって申出代表者基幹労連岩手県本部
委員長小島安友及びJAM青森岩手県連絡会会長佐々木正から、最
低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基
づき、別添のとおり岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品
製造業最低賃金（平成15年岩手労働局最低賃金公示第1号）の改
正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定によりその
必要性の有無について、貴会の意見を求める。



岩労発基0828第1号
令和6年8月28日

岩手地方最低賃金審議会
会長 丸山 仁 殿

岩手労働局長
栗村 勝行

岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和6年7月26日付けをもって申出代表者JAM青森岩手県連絡会会長佐々木正から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（昭和63年岩手労働基準局最低賃金公示第3号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定によりその必要性の有無について、貴会の意見を求める。



岩労発基0828第1号

令和6年8月28日

岩手地方最低賃金審議会

会長 丸山 仁 殿

岩手労働局長

栗村 勝行

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の
有無について（諮問）

令和6年7月17日付けをもって申出代表者全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会岩手地域協議会議長岡田直樹から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（昭和63年岩手労働基準局最低賃金公示第2号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定によりその必要性の有無について、貴会の意見を求める。



岩労発基0828第1号
令和6年8月28日

岩手地方最低賃金審議会
会長 丸山 仁 殿

岩手労働局長
栗村 勝行

岩手県百貨店，総合スーパー最低賃金
改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和6年7月24日付けをもって申出代表者U Aゼンセン岩手県支部支部長山田清秋から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり岩手県百貨店，総合スーパー最低賃金（平成29年岩手労働局最低賃金公示第2号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定によりその必要性の有無について、貴会の意見を求める。



岩労発基0828第1号
令和6年8月28日

岩手地方最低賃金審議会
会長 丸山 仁 殿

岩手労働局長
栗村 勝行

岩手県自動車小売業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について（諮問）

令和6年7月31日付けをもって申出代表者自動車総連岩手地方協議会議長豊嶋昌勝から、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり岩手県自動車小売業最低賃金（平成2年岩手労働基準局最低賃金公示第2号）の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定によりその必要性の有無について、貴会の意見を求める。